

議第 29 号

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 22 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第 80 条第 1 項に規定する条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。